

文書問題調査特別委員会 協議会

(第 3 回 会議録・資料)

開会の日時 令和7年2月21日(金)

午後2時46分開会

午後5時8分閉会

場 所 第7委員会室

- 議 題
- 1 調査報告書について
 - 2 情報の取扱いについて
 - 3 人事課の第三者調査にかかる資料要求について

出席者

委員長	奥谷謙一	副委員長	佐藤良憲
委員	松本裕一	委員	庄本えつこ
委員	青山暁	委員	丸尾まき
委員	斉藤なおひろ	委員	北上あきひと
委員	上野英一	委員	越田浩矢
委員	伊藤勝正	委員	富山恵二
委員	長岡壯壽	委員	黒川治
委員	藤田孝夫		

法的アドバイザー 弁護士 丸山毅

会議の概要

開 会 (午後2時46分)

1 調査報告書について

このことについて、前回の協議会において委員長から示された調査報告書の統合案に対して、各会派から、文書記載の7項目及び公益通報者保護に関する修正・追加文案の説明がなされた後、委員間で文言調整が行われた。

協議の後、委員長から発言がなされた。

(奥谷謙一委員長発言の概要)

本日の意見交換を踏まえ、2月27日の次回協議会までに修正案を示したい。

また、並行して、丸山法的アドバイザーに、法的な観点等から問題がないかチェックをお願いし、必要に応じて修正に反映したいと考えている。

なお、今後、会派内での合意を得るために総会等で報告書案について説明されると思うが、その際に報告書案を配付する必要がある。

については、今後、報告書案については会派の管理の下、議員のみ閲覧を可能としたい。

なお、報告書案について、議員外への提供やSNS等への掲載は行わないよう、会派内での周知徹底をお願いする。

2 情報の取扱いについて

このことについて、委員長から発言がなされた。

(奥谷謙一委員長発言の概要)

先日の協議会では結論が出なかった増山議員の発言及びSNSの投稿について、意向を確認すると、一度持ち帰って検討するとのことであったので、次回の協議会で報告いただく。

3 人事課の第三者調査にかかる資料要求について

このことについて、委員会として県当局に対して資料を要求するかどうか協議がなされた後、全員異議なく、委員長発言の概要のとおりとすることに決した。

(奥谷謙一委員長発言の概要)

人事課の第三者調査について確認をしたところ、第三者委員会の方式であると認識したが、委員会として報告書について資料要求し、提出があった場合に、仮にその内容が被疑者側に漏れ伝わった場合に影響が生じるおそれもあることから、現時点では資料要求はしないこととしたい。

閉 会 (午後5時8分)

配布資料一覧

※下記ページ番号は、PDFファイル全体におけるページ番号

4 ページ (1) 議事順序

[1 調査報告書について]

5～16 (2) 調査報告書の統合案に対する各会派等からの修正・追加文案
ページ

[2 情報の取扱いについて]

17ページ (3) 増山委員の発言等に関する主な意見(R7.2.18協議会)

[3 人事課の第三者調査にかかる資料要求について]

(配布資料なし)

〔※ 当ページ「配布資料一覧」は、ホームページでの議事録及び資料の公開にあたり、次ページ以降掲載の配布資料の説明のため、追加したものです。〕

文書問題調査特別委員会協議会 議事順序

令和7年2月21日(金)
委員会終了後
第7委員会室

開 会

- 1 調査報告書について
- 2 情報の取扱いについて
- 3 人事課の第三者調査にかかる資料要求について
- 4 そ の 他

閉 会

① 五百旗頭真理事長ご逝去に至る経緯について

	認められる事実	事実に対する評価	提言
統合案	<p>② について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここ1年の間に、五百旗頭理事長は齋藤氏に会う機会はほとんどなく、創造的復興サミットについても何も聞かされていないようであったという証言があった。 ・齋藤氏や県幹部との関係に溝があったかどうか、また、齋藤氏が井戸嫌い、年長者嫌い、文化学術系嫌いかどうかということは確認できなかった。 <p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証言、提出資料等によると、2月29日午後5時頃、片山氏が五百旗頭理事長を訪ね、21世紀研究機構の見直しについて説明した。内容は、(ア)五百旗頭理事長の再任依頼、(イ)副理事長職の整理(〇〇氏、〇〇氏の副理事長退任により現行の副理事長4人体制から2人体制とする)、(ウ)センター長の取扱い(〇〇氏は人と防災未来センター長留任、〇〇氏は研究戦略センター長退任)についてであり、このことは、事前に片山氏から齋藤氏に説明し、齋藤氏も了承していた。 <p>⑤について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五百旗頭理事長が、今回の副理事長職の削減について立腹して眠れなかったと言っていた。 <p>⑥について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元県民局長の陳述書には、片山氏からの副理事長解任の話が五百旗頭理事長の命を縮めた、というのは憶測としている。 <p>なお、上記②⑤⑥について下記の意見もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここ1年の間に、五百旗頭理事長は齋藤氏に会う機会はほとんどなく、創造的復興サミットについても何も聞かされていないようであるという証言があったが、事実として確認はできなかった。 ・五百旗頭理事長が、今回の副理事長職の削減について立腹していたとの証言があったが、事実として確認はできなかった。(維公) ・五百旗頭理事長が、今回の副理事長職の削減について立腹していたとの証言があったが、事実として確認はできなかった。 	<p>1 元県民局長の当該文書の記載内容について</p> <p>元県民局長は、五百旗頭理事長から直接相談をされた職員の話をもとに、文書の本項目を作成しており、その内容については、同職員の証言と概ね一致しているため、齋藤氏の了解を取った片山氏が副理事長解任の通告をしたこと、副理事長解任について五百旗頭理事長が立腹していたこと等、告発文書には一定の事実が記載されているものと考えられる。</p> <p>一方で、元県民局長の陳述書にも記載があるとおり、面談日等の日にちの聞き間違いによる記載誤りや、五百旗頭理事長が亡くなられた要因は憶測である旨については、元県民局長も認めている。</p> <p>五百旗頭理事長と齋藤氏の関係性については、阪神・淡路大震災から30年の節目を控えている中において、県の創造的復興に長年尽力されてきた五百旗頭理事長との面談機会を齋藤氏が持たなかったことから、五百旗頭理事長と齋藤氏が疎遠だったことをうかがわせる。</p> <p>文書中の「井戸嫌い、年長者嫌い、文化学術系嫌いで有名」については、陳述書には、主に伝聞をもとにしたとされる21世紀研究機構以外における具体的な例も記載されているが、それらについては証言を得られていないため、この記載の部分は、このことだけで事実であることは確認できていない。しかし、震災30周年となる重要な時期を直前に、これまで本県の創造的復興に大変貢献されてきた両副理事長を相談等もなく解任しようとしたことは決して丁寧な対応とは言えない。</p> <p>「五百旗頭先生と井戸前知事に対する嫌がらせ以外の何もものでもありません」についても、両副理事長を相談等もなく解任することが、そのように受け止められる可能性はある。</p> <p>元県民局長が陳述書で「憶測」と認めているように、片山氏からの副理事長解任の話が五百旗頭理事長の命を縮めたとは言いがたい。ただ、副理事長解任の話で立腹され、眠れなかったとおっしゃっていたとの証言から、立腹するほどの大きな心理的ストレスを与えたことは推察できる。</p> <p>以上より、文書の記載内容については、信頼できる情報源に基づいており、一定の部分概ねが事実と言えるが、一部で事実誤認、憶測、疑いこととまるものも含まれていると言える。</p> <p>2 団体の人事への県の関与について</p> <p>21世紀研究機構の定款には、役員を選任について、第24条第1項に「理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する」、第2項に「理事長、副理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する」と定められていることから、副理事長の選任は、評議員会、理事会の決議をもって決定されるものである。片山氏は、五百旗頭理事長と面談した令和6年2月29日時点では、同機構の評議員ではあったが、証言や提出資料から、片山氏は評議員の立場としてではなく兵庫県副知事の立場として訪問し、外郭団体の見直しの一環として副理事長解任の通告を行っている。</p> <p>特に今回対象となった副理事長は、県職員や県職員OBではなく、本県の創造的復興に大変貢献してきた外部有識者であるため、仮に震災30年を前にしたタイミングで役職を整理するのであれば、なおさら今回のような副知事による通告は大変失礼な行動であることは自明であり、まずは知事自らが理事長に相談する等、より丁寧な対応が必要であったと考えられる。今回は、震災30年関連事業があるにもかかわらず、組織再編や人員削減を急いだ感が拭えない。</p> <p>また、同機構の成り立ちとこれまでの4人の副理事長体制で運営されてきたことを踏まえ、震災30周年を前にして突然、副理事長2人体制にすることについて、合理的理由を見出せない。</p> <p>なお、憶測・伝聞による誹謗中傷を含む内容、あるいは全体的に推測が多く、事実として認定するのは難しいとの意見もある。(公県共)</p>	<p>知事当局に以下のことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県関連団体の人事制度についてのルール明確化、運用の透明化を図ると同時に団体との丁寧なコミュニケーションに努めること。 ・公社や外郭団体の再編や人員削減においては、憶測や不信感が生まれないよう、対象団体の状況を公平公正に判断し、当事者をはじめ関係者に十分理解いただくよう努めること。特に、今回対象となった副理事長は、本県の創造的復興に貢献してこられた外部有識者であるため、仮に震災30周年前のタイミングで役職を整理しなければいけない状況であれば、まずは知事自らが理事長に相談する等より丁寧な対応を心がける姿勢が求められる。

《凡例》

- 自民 紫
- 維新 茶
- 公明 赤
- 県民 緑
- 共産 水色
- 無所属 オレンジ
- 委員長 黄色網掛け

② 令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動について

	認められる事実	事実に対する評価	提言
統合案	<p>①について、〇〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇氏が令和3年の知事選に際しての投票依頼などの事前運動や選挙公約の作成に関わったということ、〇氏が他の自治体職員を恫喝したということは確認できなかった。</p> <p>②について、〇〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇氏については昇任が早かった者もいるが、論功行賞によって昇任がトントン拍子だったということは確認できなかった。</p>	<p>令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動等について、〇〇氏、〇〇〇氏、〇〇氏、〇氏のいずれも事前選挙活動等を手伝ったことを否定している。おり、違法行為は認められなかった。</p> <p>ただし、〇〇証人が、当時、斎藤候補が、中播磨県民センターに来た時に、幹部に集まるように指示したかについて覚えていないと証言しており、選挙への支援を呼び掛けている疑義は残る。</p> <p>また、4氏がいずれも県重要施策の重要ポストに就任していること、なおかつ、短期日で昇任していることが認められる者がいることからの推測による記載と思われるが、知事選挙を手伝ったことによる論功行賞があったということについては、知事選挙前、すでに〇〇氏は県民センター長、〇〇〇氏は本庁次長級となっており、「トントン拍子に昇任」とまで言えるかどうかはわからない。〇〇氏の部長級への昇任、〇氏の次長級への昇任が早かったことは事実であるが、論功行賞によるものという証言は確認できなかった。したがって、この件にかかる「論功行賞」や「人事のルール無視」といった文書の記載内容や違法行為を裏付ける証言は得られなかった。</p> <p>なお、文書に名前が出てくる職員の違法行為は認められず、憶測による誹謗中傷を含む内容であるとする意見もある。(公)県(共)</p> <p>なお、文書に名前が出てくる職員の違法行為関与は認められず、憶測による誹謗中傷を含む内容であるとする意見もある。</p>	特になし

《凡例》

- 自民 紫
- 維新 茶
- 公明 赤
- 県民 緑
- 共産 水色
- 無所属 オレンジ
- 委員長 黄色網掛け

③ 次回知事選挙に向けた投票依頼について

	認められる事実	事実に対する評価	提言
統合案	<p>令和6年2月（令和5年度下半期）に齋藤氏が、齋藤カラーをあげる程度出せたということで、経済団体の商工会・商工会議所を令和6年度当初予算概要や経営指導員見直しの説明のため訪問し、それに〇〇氏が随行していたことは確認できたが、次回知事選挙時の齋藤氏への投票依頼であったかは確認できなかった。</p>	<p>〇〇氏は商工会・商工会議所の訪問目的は令和6年度当初予算等の説明であるとして、投票の依頼を目的としたものであることを否定している。この件にかかる文書の記載内容（公職選挙法違反、地方公務員法違反）の違法行為を裏付ける証言等は確認できなかった。</p> <p>なお、齋藤氏及び〇〇氏の違法行為は認められず、憶測・伝聞による誹謗中傷を含む内容であるとの意見もある。維公県共</p>	<p>特になし</p> <div data-bbox="2436 506 2748 982" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>《凡例》</p> <p>自民 紫</p> <p>維新 茶</p> <p>公明 赤</p> <p>県民 緑</p> <p>共産 水色</p> <p>無所属 オレンジ</p> <p>委員長 黄色網掛け</p> </div>

なお、③④⑥については下記の意見もある。

- ・ 齋藤氏が個人として市川町からアイアンクラブをもらったことは確認できず、また地方交付税の算定などに見返りを行った事実やX氏が齋藤氏から冷遇されている事実は確認できなかった。
- ・ 齋藤氏がスポーツウェアをスポーツメーカーから無償貸与されていたが、特定企業との癒着は確認できなかった。
- ・ 土産の多くは齋藤氏が持ち帰っているが、自宅に贈答品が山のようには積まれているといったことは確認できなかった。

⑤ 知事の政治資金パーティー実施にかかるパーティー券の購入依頼について

	認められる事実	事実に対する評価	提言
統 合 案	<p>① について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年7月の齋藤氏の政治資金パーティー実施のために、パーティーの運営やパーティー券販売を齋藤氏は片山氏へ依頼したことは事実だが、県下の商工会議所、商工会に対して経営指導員の定数削減を仄めかせて圧力をかけたという事実や保証業務を背景とした購入依頼は確認できなかった。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 県信用保証協会幹部は片山氏の指示のもと、片山氏がお願いした全18商工会議所等へ政治資金パーティー実施のために名簿を集めに行っており、その際に信用保証協会の名刺を差し出していた。 商工会議所訪問の際、「できる範囲で購入をお願いします」とパーティー券購入を依頼した。 片山氏から県職員OBが齋藤氏の後援活動の責任者を依頼され、交換条件として異例の抜擢をされたということは確認できなかった。 <p>なお、②について下記の意見もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県信用保証協会幹部は片山氏の指示のもと、商工会議所等へ政治資金パーティー実施のために名簿を集めに行っており、その際に信用保証協会の名刺を差し出していたが、保証業務を背景とした購入依頼は確認できなかった。 特定企業への利益供与は確認できなかった。 	<p>令和5年7月の齋藤氏の政治資金パーティーについて、パーティーの運営やパーティー券販売を片山氏へ依頼したこと、片山氏が〇〇氏はじめ県信用保証協会幹部に、政治資金パーティー実施のために商工会議所等へ名簿を取りに行かせたこと等は確認できたが、商工会議所や商工会に対して経営指導員の定数削減を圧力にパーティー券を購入させたという事実は確認できず、文書に記載の該当箇所は事実誤認の可能性もある。</p> <p>次に、信用保証協会幹部によるパーティー券購入依頼については、幹部が信用保証協会の名刺を差し出し、「できる範囲で購入をお願いします」と商工会議所側に依頼している。名簿を受け取りに行く際に、私用車の使用と休暇を取得していることには一定の認識があると思われる半面、面談の際に信用保証協会の名刺を差し出していることに対しては、経済界に影響のある信用保証協会幹部という立場を踏まえると、商工会議所は事実上、信用保証協会の幹部からの申し出を断りにくいという側面も容易に想像できる。</p> <p>さらに、片山氏が信用保証協会幹部に、県職員OBが理事長などにいるからといって、安易に政治資金パーティーのチラシ配布先名簿の収集を依頼したことは、個人に対するものとの証言があったが、相手方へ信用保証協会の身分を示したうえで、商工会議所と接触している以上、これら一連の行為は不適切であり、保証業務を背景としたパーティー券購入依頼があったと受け取られる可能性は否定できない。〇〇氏が「OBとして活動しているので問題ないと思っていたが、信用保証協会理事長という立場では軽率だった」と認めているように、経済界に影響のある立場を利用して疑念を抱かれる行動をとっていたことは否めない。</p> <p>さらに、片山氏が信用保証協会幹部に、県職員OBが理事長などにいるからといって、安易に政治資金パーティーのチラシ配布先名簿の収集を依頼したことは、個人に対するものとの証言があったが、相手方へ信用保証協会の身分を示したうえで、商工会議所と接触している以上、これら一連の行為は不適切であり、協会幹部がその意図を否定したとしても保証業務を背景としたパーティー券購入依頼があったと受け取られる可能性はある否定できない。</p> <p>〇〇氏が「OBとして活動しているので問題ないと思っていたが、信用保証協会理事長という立場では軽率だった」と認めているように、ボランティアであったとしても経済界に影響のある立場を利用して疑念を抱かれる行動をとっていたことは否めない。</p> <p>一方、これら政治資金パーティーへの協力により、人事面での厚遇を得たという事実や「なにがしかの利益供与」は確認できなかった。</p> <p>以上のことから、文書の内容には一部で事実誤認や憶測も含まれているが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。</p> <p>なお、下記の意見もある。</p> <p>ボランティアとしてパーティー券の販売に関与するなかで、自家用車を使うなどボランティアで行っていたことが推認できる事実はあるものの、信用保証協会の名刺を手渡すなど配慮に欠ける部分があった。</p> <p>信用保証業務を背景としたパーティー券の販売については否定されており違法行為はなかった。</p> <p>公 県 共</p>	<p>知事当局に以下のことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政治資金パーティーの購入依頼にあたっては片山氏から県職員OBを頼っているが、結果的に県職員OBが外郭団体等の幹部の立場を利用していると疑われることがないように、知事選挙に関する県職員OBを対象としたルールづくりが必要である。 知事選挙に関して、選挙前から法令順守、コンプライアンスの徹底は当然だが、政治資金パーティーについて等は、後援会政治活動としてであり明確に立場を区別して行うことが必要である。 県関連団体の倫理規定は一般職を対象としているが、役員も含めた政治活動や選挙活動に関わる倫理規定等を定めること。 <p>なお、今後ボランティアでのパーティー券販売においては、個人としての名刺を手渡すなど違法行為と疑念を抱かれないようより一層の配慮を行うことを求めるとの意見もある。</p> <p>なお、今後ボランティアでのパーティー券販売においては、個人としての名刺を手渡すなど違法行為と疑念を抱かれないようより一層の配慮を行うことを求めるとの意見もある。</p>

《凡例》
自民 紫
維新 茶
公明 赤
県民 緑
共産 水色
無所属 オレンジ
委員長 黄色網掛け

⑦ 知事のパワーハラスメントについて

	事実に対する評価	提言
<p>認められる事実</p> <p>知事のパワーハラスメントについて</p> <p>⑦ 齋藤氏は、令和3年9月頃、朝刊に載っていた尼崎のフェニックス用地に万博資材の運搬拠点を設ける方針を固めたという記事について、「こんな話は聞いていない」と机をたたきながら声を荒げて怒った。</p> <p>⑧ 令和5年5月、施設の開設について、知事に説明したところ、「こんな話聞いていない」と知事から叱責があり、令和5年当初予算の記者発表資料を見せたところ、「これで知事が知っていると思うなよ」ということで強い叱責が再びあり、開所式のスケジュールを変えざるをえなくなった。</p> <p>⑨ 齋藤氏は、令和4年10月のイベントで、更衣室に知らない男性がいたため驚いて、事前に確認して更衣室を用意しておくべきだったのではないかと職員に注意した。</p> <p>⑩ 齋藤氏は、〇〇氏に対し、令和5年11月の東播磨地域づくり懇話会において、エントランスにつながる通路の車止めの手前で知事公用車が停車して知事が降りてきた時に、「なんでこんなところに車止めを置いたままにしているんや」と怒鳴った。〇〇氏は、非常に強い叱責のため頭の中が真っ白になった状態で車止めを移動させた。齋藤氏は、〇〇氏が車止めを移動させた後も非常に強い叱責をした。〇〇氏自身、社会通念上、業務に必要な範囲の指導とは思わず、理不尽な叱責を受けたと感じた。その後、齋藤氏は会場を後にする際、〇〇氏に対し、謝罪やねぎらいはなかった。</p> <p>⑪ 齋藤氏は、片山氏に対し、令和6年3月上旬頃、県立大学の無償化の国会議員等への根回しに、すぐ動くようにと言われたことを忘れていたことに怒り、アクリル板に向けて付箋を投げた。</p> <p>⑫ 齋藤氏は、所管課長に対し、令和5年1月の知事協議の際に、政調会資料に記載のあった所管事業が朝刊に載っていた記事を見て、「大阪府と連携すると書いてある。これ聞いてへん。この事業は知事直轄なんだから勝手にやるな」と、かなり厳しい口調で叱責し、「やり直し」と所管課長を知事室から退室させた。所管課長は再度、齋藤氏に説明しようとして何度も秘書課に伝えたが、説明できなかった。所管課長は1年で異動した。</p> <p>⑬ 齋藤氏は、2023年度、複数の幹部職員との間で、全部で4,885件のチャットのやり取りをし、そのうち約44%の2,165件が夜間や休日に送られた。</p> <p>なお、⑦⑧⑨⑩の事実はあったが、叱責を受けた職員はパワーハラと認識しておらず、⑪⑫については事実として確認できなかったとの意見もある。(公) (共)</p>	<p>事実に対する評価</p> <p>齋藤氏が、執務室や出張先で職員に強い叱責をしたことは事実と評価でき、文書内容は概ね事実であったと言える。</p> <p>齋藤氏が「業務上必要な範囲で指導や注意をした」との証言に対して、叱責を受けた側の証言では、事情を確認されることなく「社会通念上必要な範囲とは思わなかった」「指導として必要のない行為」「理不尽な叱責だった」、「県職員になってこれまでにないというぐらいの叱責を受け」や、「県庁職員の生活の中で、机をたたいて怒鳴られたというようなことが初めてだった」、他の職員がいる前で「頭が真っ白になるほどの叱責」、さらに「異動させられるという予感のもと実際に1年で異動させられ理不尽と感じた」等の証言があった。このように証言を踏まえると、「パワーハラを受けた」との証言は無かったものの、パワーハラの定義である「①優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）行われること、②業務の適正な範囲を超えて行われること、③身体的若しくは精神的な苦痛を与えること又は就業環境を害すること」の全てに相当する可能性があり、パワーハラに近い不適切な叱責があったと言わざるを得ない。また、齋藤氏から「社会通念上の度を越えていたことはないという意味で、暴行罪であったりとか、そういう意味での行動はしていない」との証言があったが、暴行罪にあたらぬからといって社会通念上の度を越えていないということにはならず、法令を遵守することが求められ、規範を示す立場である行政のトップとして信じがたい発言であり、パワーハラに対する規範意識が低いと感じざるを得ない。</p> <p>県事業がテレビで取り上げられた件であるが、県の事業は膨大にあるため、テレビで知事の知らないことが取り上げられることもあり、「聞いていない」ことを理由に職員を叱責することは妥当性を欠いた行為である。仮に叱責することがあるとすれば、テレビでの県職員の説明に大きな過失があり、県に損害を生じさせる恐れがあった場合などである。</p> <p>知事協議の際の叱責の件であるが、部局の説明をよく聞いていない、あるいは聞いていても失念していると思われる事業に対して、全く知らないということで、説明する機会も与えずに「聞いていない」と叱責するとの証言が複数あったことから、事業への関心の度合によって、理解度に差が生じていると思われる。また、部局の説明時に齋藤氏は別のことをしているなどで説明を真剣に聞いていないと感じたとの証言があったことも踏まえ、どの事業も同じ目線で担当課の説明を聞くという姿勢が欠けている。おり、県政推進のトップである知事としての対応に疑問が残る。</p> <p>考古博物館で20m歩かされた件に関連して、齋藤氏の発言からロジを重要視していることは理解できる一方で、齋藤氏自身が朝の予定時間によく遅れてくる、またその際に謝らないこともあるとの証言もあることから、部下には高い水準を課しながら、自分はその基準を守らず特別扱いとする態度は、公平性と信頼を損なう言動であり、本来は模範となるべき知事の取る言動ではない。また、齋藤氏は車から降りるなり、対応した職員に対し、車止めをしている理由を聞くこともなく、大声で叱責をしている。職員からすれば、車止めを入り口から20m離れたところに設置したことは会場施設のルール上やむを得ないものであり、車止めを認識した後も強い叱責することは不合理であり、極めて理不尽な叱責である。</p> <p>叱責の際に付箋を投げる行為は、知事という県のトップであるという立場等に鑑みると、投げたものの形状にかかわらず、その行為自体威圧的なものであり、副知事その他職員を委縮させるものである。齋藤氏の非常に強い叱責や理不尽な言動によって、職員が齋藤氏に付度せざるを得ず、救護室・授乳室を知事の控室にしたり、車両が通行できない範囲に知事公用車を通行させる等、ルールに則った県民本位の職務遂行が叶わなくなっている面があり、極めて深刻な事態が確認できた。</p> <p>また、強い叱責を受けた当事者本人の就業環境に明らかな影響がなくとも、実際に見聞きしている同僚への心理的負担や組織の閉塞感につながり、適切な職場環境を構築すべき組織のトップの立場の言動としては極めて不適切である。就業環境が不快なものとなったために能力の発揮に重大な悪影響が生じることも当然考えられる。</p> <p>さらに、職員の証言や提出資料によると、齋藤氏から幹部職員へのチャットの数は膨大なもので時間外や休日問わず頻繁に送られていた。1年間に複数の幹部職員との間で夜間、休日などの業務時間外のチャット数は2,165件とは多く、その内容については業務上必要性が認められるものもあるが、夜間や休日送信しなくても問題ないと思われるものもあった。もっとも、夜間、休日の送信頻度や「返信不要」などの配慮がないこと、チャットでの反応がない時に関係職員に業務時間外に電話をかける行為もあり、緊急性を要しないにもかかわらず、夜間や休日にクイックレスポンスを求めることは働き方改革が求められる今日において、前時代的な仕事のやり方であると言わざるを得ず、業務の適正な範囲を超えたものであり、返事などしなければならぬ職員は十分に休息が取れないことは思料され、就業環境を害されているといえる。また、チャットのグループ内で叱責するなど一部の内容については、職員らの過度な精神的負担になっていたと考えられる。</p> <p>以上のように、知事の言動、行動については、『県民のため』の県政を推進する上で不必要な『知事自身のため』の理不尽な叱責があったことは明白であり、平均的な労働者の感じ方からすると、パワーハラ行</p>	<p>提言</p> <p>証言からもあるように、明らかに業務上必要な叱責ではなかったことが認められるが、知事は「業務上必要な範囲で指導や注意をした」との認識を変えていない。業務上必要な範囲ではない、不適切な指導があったということをまずは知事自身が認めることが重要であり、自身にパワーハラと受け止められるような行動性向があることを認識し、知事は言動を真に改める姿勢を持たなければならぬ。</p> <p>一方で、昨年4月4日付けの職員公益通報事案の調査結果及び公益通報委員会の審議等を踏まえ、12月11日に「県民の信頼確保に向けた改善策の実施」の中でハラスメント研修の充実として組織マネジメント力向上特別研修の実施が是正措置として記者発表されており、一定の措置が講じられており、是正する必要があるとの認識が示されていると考えられる。</p> <p>また、知事、副知事などの特別職を含め管理職等のアンガーマネジメント研修も行い、風通しの良い職場環境が確立できているか職員アンケートなど定期的に検証する仕組みを取り入れることを提言する。</p> <p>チャットやメールについては、特に夜間や休日に指示をする際には、緊急性を要する用件のものに限り、緊急性がないチャットやメールは送信しないなど取り扱いを定めること。</p> <p>齋藤氏には、組織の中で人事権を持つなど影響力の大きい県知事という立場に責任を持ち、自身の言動が組織に及ぼす影響を常に意識するとともに、多様な意見に耳を傾けることで率先して働きやすい職場づくりに努めてもらいたい。</p> <p>さらに、叱責した職員の意向や人権に配慮しつつ、話し合いや謝罪の機会を作ることを検討すべきである。</p>

統合案

《凡例》	
自民	紫
維新	茶
公明	赤
県民	緑
共産	水色
無所属	オレンジ
委員長	黄色網掛け

<p>為であるとみなされる可能性がある。</p> <p>なお、パワーハラスメントの定義は（ア）優越的な関係を背景とした言動、（イ）業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、（ウ）労働者の就業環境が害されるものであり、その認定には高度な法的知識を必要とするため認定が困難であり、司法の判断に依るべきとの意見もある。公 県 共</p> <p>なお、パワーハラスメントの定義は（ア）優越的な関係を背景とした言動、（イ）業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、（ウ）労働者の就業環境が害されるものであり、その認定には高度な法的知識を必要とするため認定が困難であり、司法の判断に依るべきとの意見もある。</p>		
---	--	--

⑧ 公益通報者保護法について

ア 認められる事実 事実経過

3/25(月)	片山氏らが元県民局長及び職員2名の聞き取り調査を実施した。片山氏は元県民局長の調査の際、公用パソコンに私物USBがあったが、取り外すように指示し、公用パソコン1台だけを県庁に持ち帰った。なお、職員1名の私物スマートフォンのLINEの調査も行った。 元県民局長から人事当局に電話があり、自分単独で作成し、噂話をまとめたもので、周囲の者を巻き込まないよう要請があった。
---------	---

	事実に対する評価	提言
統 合 案	<p>1 公益通報者保護法違反について</p> <p>(1)外部公益通報</p> <p>ア 元県民局長は、議員、マスコミ（マスコミに配ったからといって直ちに伝播性が認められることにはならない[奥山参考人]）、警察の特定の者に文書を配布している。</p> <p>知事は真実相当性が認められないと再三説明をしているが、公益通報に当たるか否かは真実相当性は関係がなく、保護要件にとどまる。</p> <p>イ 元県民局長の公用メール及び公用パソコンに保存された資料に基づき、クーデターや転覆といった言葉が並んでいたことや、元県民局長作成の人事案や知事を貶める資料があったことなどをもって、文書配布は不正な目的の行為にあたり、公益通報ではないと判断したという証言がある。しかし、当該文書入手（3/20）、協議時点（3/21）ではまだ公用メール及び公用パソコンの調査は行われておらず、時系列としておかしい。仮に公用メール及び公用パソコンの調査も含めて3月22日に作成者の特定を開始したことの正当性を主張するのであれば、公益通報者保護法に基づく指針に定められた「通報者探索防止措置」は事実上意味がなくなり、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関がとってよい行為とは考えられない。</p> <p>なお、人事当局は特別弁護士に相談の上、不正の目的があったと判断したことはないと言明しており、県として不正の目的があったと公に認めていない。また、結城参考人によると、「専ら」公益を図る目的の通報と認められる必要はなく、交渉を有利に進めようとする目的や事業者に対する反感などの目的が併存しているというだけでは、「不正の目的」であるとは言えず、不正目的の認定は慎重に行う必要があるとしている。</p> <p>ウ 「通報対象事実」については、阪神・オリックス優勝パレードにかかると信用金庫からのキックバックについて、刑法の背任行為として刑事告発され県警に受理されており、通報対象事実として認定できる可能性がある。</p> <p>以上のことからすると、今回の調査では、元県民局長が齋藤県政に不満を持っていた事情は窺えるものの、元県民局長は今回の文書作成については後輩職員のためを思い行ったと主張しており、人事課調査による判断と同様に、不正な目的であったと断言できる事情はないと考える。</p> <p>よって、元県民局長の文書は公益通報者保護法上の外部公益通報に当たると考えるべきである。</p> <p>(2)体制整備義務違反</p> <p>公益通報者保護制度を所管する消費者庁は、公益通報者保護法に基づく指針第4の2(1)及び(2)は内部通報した場合に限定せずに、処分等の権限を有する行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も公益通報者を保護する体制の整備が求められるとしている。</p> <p>県は、文書の調査をせずに作成者の特定を行っている。県の初動は同法第11条違反であり、兵庫県は現在も違法状態にあるといえる。</p> <p>2 行政として取るべき対応</p> <p>(1)初動対応</p> <p>ア 3月21日の協議時点で齋藤氏及び参加者は当該文書を誹謗中傷の文書であると認識しており、公益通報の議論はなかったという証言があることから、初動対応において公益通報に関する認識はなかったと考えられる。そのため、3月22日には作成者の特定のために元県民局長らの公用メールの調査等に着手し、3月25日に作成者を元県民局長と特定、3月27日には知事が記者発表で本人が認めていなかったにもかかわらず事実無根だと認めているような発言のほかにも「公務員失格」と通報者を侮辱するような発言を公表している。</p> <p>しかし、当該文書の内容は全くの事実無根とは言えないため、齋藤氏らは公益通報に該当するかもしれないという前提に立ち、作成者の特定を行う前に、まずは当該文書の内容の調査を行うべきであった。</p> <p>また、3月27日の会見で県民局長の職を解き、通報者を公表したことは、告発者潰しと捉えられかねない不適切な対応であった。同日に元県民局長から告発文にある内容を精査してから対応して欲しいと片山氏に要請があったが、この時点から内部公益通報としての手続きが必要であった。</p> <p>イ さらに言えば齋藤氏らは当事者である自分たちだけで当該文書が公益通報に該当するか否かを判断すべきではなかった。それが法令を遵守することは当然のことながら、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関がとる立場であると言える。</p> <p>ウ また、結城参考人によると、公益通報事案については、受付、調査、是正措置等の対応全てを通じ、不利益取扱い、範囲外共有、通報者探索が禁止され、これに違反すると体制整備義務違反状態となるため、調査結果が判明する前にこれらの扱いをすることは許されないし、調査結果が判明し、たとえ通報者の指摘する事実関係が認められなかったとしても、これらの扱いをすることは許されないとしている。加えて、書面調査を実施した高特任教授も同様の認識を示すとともに、告発の対象となった権力者が通報者探しを指示する場合、あるいはそれを承認する場合、その者の責任も厳しく問われるとの見解を示している。</p> <p>当該文書の当初の調査は、当事者である齋藤氏の指示の下、同じく当事者である片山氏が中心となって行っているが、調査は当事者が関与せずに行うべきであったと考えられる。通常であれば、このような案件の調査は人事課や各部総務課が調査を実施することになるが、今回のような知事及び県幹部が当事者である場合は県以外の第三者に調査を委ねるべきであった。そのことが調査の過程及び結果の客観性・公平性・信頼性を高めることになる。県当局は結果的に第三者委員会を設置することとしたが、本来は元県民局長の処分前に設置し、もし処分するのであればその調査結果に基づいて処分を行うべきだったと考えられる。</p> <p>加えて、山口参考人によると、真実相当性の要件は、通報者の通報時点における状況から判断することや通報者の供述内容は、調査主体への信頼感により影響を受けるため誰が調査するのかが重要としている。元県民局長は、県当局の調査に対し、文書の内容を誰から聞いたかについて、単なるうわさ話と話しているが、元県民局長の立場からすれば、文書に記載されている当事者が調査に関わっている限り、情報提供者を守るために真実を話せなかったと考えられる。</p> <p>エ 以上のように、県の一連の文書問題に対する初動対応は、公益通報者保護法違反に該当するか否かは別としても、県民の不信感を招く不当なものであったと</p>	<p>提言</p> <p>法令を遵守するだけでなく、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関が、公益通報の認識もなく、また、後になって公益通報に該当しないから問題ないと主張して懲戒処分まで行ったことは大変遺憾であり、県当局は責任の重さを痛感すべきである。</p> <p>今後は、県行政・県組織の不正行為や違法行為に関する告発に対しては、常に公益通報の可能性を念頭に対応することが求められ、知事を含めた幹部が公益通報者保護法に対する理解を深める機会を定期的に設けることが不可欠である。体制整備に関しては、指針第4に掲げる内部公益通報対応体制の整備は当然のことながら、外部公益通報に対応できる体制づくりを進める必要がある。あわせて、告発の調査に当事者は関与しないこと、通報者探索及び範囲外共有等は行わないことの明確化が必要である。今後、受付段階、調査段階、是正措置等において、告発者の不利益処分が行われていないか、第三者による常設の検証機関の設置が必要。知事、副知事をはじめ組織の長は、就任にあたり、公益通報者保護法及び個人情報保護法に関する研修を受講するなどして、法の趣旨や責務を改めて認識することが重要である。今回の文書問題を機に、公益通報者保護に関する先進県としての立場を確立することが求められる。</p> <p>また、不正調査等で必要な場合もあるため、メール調査そのものを否定はしないが、その判断基準の整備及び調査実施記録の作成・保存を今後は行うべきである。そのことによって、今回のような疑念を持たれるメール調査を防ぐとともに、事後的な検証が可能となる。職員の私用スマートフォン等の調査についても、今後一切行わないよう県当局として宣言する必要がある。</p> <p>そもそも公益通報者の探索は許されず、また不当な調査に基づく処分がなされ、本人の名誉を回復するために、当該文書にかかると不利益処分を撤回し、告発者の地位回復をおこなうこと。</p> <p>さらに、綱紀委員会の運営は当事者が関わることをしないよう、一定のルールを設けるべきである。</p> <p>井ノ本氏による元県民局長のプライバシー情報の漏洩については、現在、第三者（弁護士）による調査が進められているが、調査結果は速やかに公表するとともに、県として刑事告発も含め、適切かつ早急な対応を求める。</p> <p>副知事などの特別職に対しても、公務員に課せられた守秘義務を順守するようルールづくりをすること。</p> <p>なお一連の県の対応は、公益通報者保護法に違反している可能性が高いと考えられることから、司法の判断に依らず県自らの対応として公益通報者保護法の法定指針で定める「範囲外共有や通報者の探索が行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。」という規定に基づいた措置や、元県民局長の不利益処分の撤回や名誉回復を行う必要があると考える。</p> <p>最後に、知事は周囲の進言や意見に真摯に耳を傾ける姿勢を持つ必要があり、県職員が上層部へ必要な進言を行うことを躊躇しない組織風土を醸成するとともに、兵庫県のリーダーとして共感やいたわりの姿勢をもち、透明性のある兵庫県政の確立に務めるべきである。</p> <p>なお、下記の意見もある。</p> <p>公益通報者保護法に基づく指針第4の2「公益通報者を保護する体制の整備」に関する部分が必ずしも十分な検討を経ないまま性急に制定されたことが法令のゆがみを生んでおり、これが事業者の公益通報者保護法への対応を難しいものに</p>

考える。

(2) 調査方法の問題点

当該文書の作成者の特定はすべきではなかったという判断である。その上で、作成者特定に当たっての今回の調査方法に、今後の県政の信頼回復のために考慮しておく必要がある幾つかの問題点があったと考える。

ア 公用メールの調査について、公用パソコンは県から貸与されたものであり、業務以外の使用は禁じられているものの、そのメール内容の調査はその必要性や方法について慎重に検討を行った上で行うべきである。地裁レベルだが判例でも社内メールの調査が無条件に認められているわけではない。当委員会の調査では、メール調査に当たってのルール及び実施の記録がないことが判明している。これではメール調査を恣意的に実施でき、適正な調査であったかの事後の検証もできないと言わざるを得ない。

イ 私人スマートフォンの内容確認について、今回の調査では任意ではあるが、作成に関与したと疑われた人物のスマホのLINEのやり取りを確認したことが証言と資料から確認されている。これは職員の人権への配慮を欠いた調査であり、しかも、その人物は結果的に当該文書作成に関わっていなかった。このような調査を人事当局が行う可能性があるということは、職員の萎縮、ひいては県政運営への信頼低下を招くものと言わざるを得ない。

(3) 知事の対応

3月27日の記者会見では、齋藤氏は調査の対象者を特定したり、処分を予告すること、さらには「嘘八百」「元県民局長は認めている」とまで踏み込んだ発言を行った。片山氏や人事当局は、「これから調査する」という認識で齋藤氏とも話をしたつもりであったため、その発言に驚いた。この時点においては当該文書の存在は知られておらず、実害も生じておらず、人事当局が予定していた通りの人事異動の発表にとどめておくべきであった。今回の文書問題が大きく取り上げられることになったのは、この記者会見によること大きいことを踏まえると、齋藤氏が知事として今後の県政を安定的に運営していくためには、このような部下の進言や意見に真摯に耳を傾ける姿勢が必要であると考えられる。

なお、そのことは第三者による調査の進言、公益通報の結果を待ってから処分を行うことの進言に対する態度についても言える。

(4) 公益通報者保護法に対する齋藤氏や幹部の関わり方について

公益通報者保護法が目指すのは、徹底して不正行為を告発する人々を守り、社会の正義と透明性を維持することが目的であり、兵庫県としては立法趣旨を踏まえ、まずは公益通報に該当する可能性がないかを慎重に検討すべきであったが、初動対応時の齋藤氏や幹部に公益通報の認識がなかったと証言しており、公の立場として大きく思慮に欠ける点があったと言える。

また、齋藤氏は証人尋問や記者会見で何度も法的に問題ないことを主張しているが、行政機関は法律に違反しなければいいのではなく、法律の趣旨を尊重したうえで遵守する姿勢を示すことが重要である。

(5) 文書問題の対応について

齋藤氏は文書問題の対応について、全て適切に対応してきたと証言している。

しかし、この度の兵庫県の対応が全国から注目される中、知事や県の幹部の不正を告発すると、権力者が当事者にも関わらず自ら告発内容を否定し、更に通報者を探して公表し、懲戒等の不利益処分等で通報者が潰される事例として受け止められかねない状況にある。そのことが公益通報の抑制に繋がらないか危惧される。公益通報者保護法に違反しているかどうか見解が分かるとはいえ、「組織の長その他幹部からの独立性の確保」や「利益相反の排除」といった原則に則った対応が必要であったと考える。

元県民局長には、退職保留決裁が終わる前に、退職保留が通知されたことも問題がある。

(6) 情報漏洩

県の個人情報保護管理の総括保護管理者である井ノ本氏が元県民局長のプライバシー情報を複数の議員に見せていることが聞き取り調査によって明らかになっている（井ノ本氏は証言を拒否）。当該文書の価値を貶めようとする発言を行っていた証言も得られており、露骨な「告発者潰し」と言われても仕方のない行為である。~~証言からは組織的な行動ではなく、~~井ノ本氏単独の行為と思われるが、この行為は公益通報者保護法に基づく指針第4の2(2)「範囲外共有の防止に関する措置」に反する問題にとどまらず、そもそも地方公務員法の守秘義務違反、さらには県における個人情報管理の問題であると言える。齋藤氏は知事として井ノ本氏に対する厳正な処分を行うべきである。告発者である元県民局長を貶めることによって、当該文書の信頼性を毀損しようとしたことは明白であり、地方公務員法違反を否定できる要素は皆無に等しい。この漏洩問題についての背景や関係者等を明らかにする必要がある。

(7) まとめ

以上のように、一連の県の文書問題に対する対応には大きな問題があったと言わざるを得ない。

また、井ノ本氏による元県民局長のプライバシー情報の漏洩問題は、公益通報者保護法に反する問題にとどまらず、県組織としてのガバナンス、マネジメントが適正に行われているのかという疑問を抱く。この問題への対応に関しては、元県民局長への処分と比較し、あまりにも大きく異なっている。

なお、下記の意見もある。

令和7年2月4日付配布の、中央大学法科大学院教授の野村修也弁護士の提出された意見書を全面的に採用する。

通報対象事実として認定される可能性があるものは⑥パレード寄附のキックバックであり、真実相当性があるとは言いが、最終的な評価は司法が行うべきである。

本件において齋藤氏は県の特別弁護士に相談し5月の懲戒処分に法的問題はないとの見解を得ている。一般に法的判断について専門家の意見を徴収した場合には、その内容が明らかに不合理でない限り、専門家の判断に従った行為者は免責を主張できるという信頼の原則がある。従って仮に⑥が保護されるべき3号通報であったにもかかわらず不利益処分を行ったと評価されることがあっても、齋藤氏個人は信頼の原則を主張することで違法行為の認定を免れることになる。

また、本件文書を客観的に見た場合、そのほとんどが公益通報に該当しない事柄であると同時に、人格を攻撃するような文言が並んでいたのであるから、本件は、客観資料から「公益通報」該当性について強い疑念が生じているケースだったと評価できる。しかも、それを判定する手段が通報者の探索以外に残されていなかったのであるからこうした観点からも、通報者の探索を行ったことは「やむを得なかった」と言わざるを得ない。

以上の考察から明らかなように、本件において齋藤氏らが通報者の探索を行ったことについては違法であったとまでは断定できない。公 県 共

ているため、消費者庁に対して、よりわかりやすい法体系に修正するよう求めていくこと。公 県

また、違法であったと断定することはできない事象であったが、通報者の探索については、より慎重に対応をとること。維 公 県 共

《凡例》
自民 紫
維新 茶
公明 赤
県民 緑
共産 水色
無所属 オレンジ
委員長 黄色網掛け

令和7年2月4日付配布の、中央大学法科大学院教授の野村修也弁護士の提出された意見書を全面的に採用する。

